

# 第96回福島県入札制度等監視委員会

## 意見説明資料

地域建設業の地域貢献度や技術力を  
適正に評価する入札制度について

令和6年11月14日（木）  
（一社）福島県建設業協会

# 1 (一社) 福島県建設業協会の紹介

## ●協会の概要

- ・ 会員企業数： **236社** (令和6年6月1日現在)
- ・ 会員企業の従業員数： **8,600人** (令和5年6月1日現在)
  - ・ 直近1年間の完成工事高： **3600億円** (令和5年度)

## ●協会の活動内容

- ・ 新入社員研修、土木初任者研修(前期・後期)等社員研修
- ・ 「ふくしまME」等のインフラ維持管理を担う技術者育成
- ・ ICT推進、企業経営、安全衛生等に役立つ講習会の開催
- ・ 担い手確保のための現場見学会、学生との懇談会開催
- ・ 技術力向上、経営力強化のための各種研究活動 など

## ●協会会員の社会貢献活動

- ・ 「道の日」などにおける道路清掃・美化活動
- ・ 県との協定に基づく災害応急対策(堤防補修、崩落土砂撤去)  
(令和4年には県内全域を対象とした広域支援協定を締結)  
(令和5年には災害対策基本法上の指定公共団体に指定)
- ・ 小中学校等の体験学習への協力
- ・ 高校生の資格取得に対する支援 など



福島県建設業協会は、今後も「地域の守り手」としてのプライドを持ち、技術研鑽に努め、ふくしまの社会資本整備に貢献してまいります。

## 2 地域貢献度（維持管理・災害対応）に対する評価について

建設業の担い手確保等の促進を図るため、今年6月に、建設業法、入契法、品確法（いわゆる担い手3法）が以下の通り一体的に改正されました。

### 第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、**担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化**を目的に、**担い手3法を改正**

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>●賃金支払いの実態の把握、必要な施策</li> <li>●能力に応じた処遇</li> <li>●多様な人材の雇用管理の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●標準労務費の確保と行き渡り</li> <li>●建設業者による処遇確保</li> </ul>
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スライド条項の適切な活用（変更契約）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資材高騰分等の転嫁円滑化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 契約書記載事項</li> <li>- 受注者の申出、誠実協議</li> </ul> </li> </ul>
	働き方改革 ・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●休日確保の促進</li> <li>●学校との連携・広報</li> <li>●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格</li> <li>●測量資格の柔軟化【測量法改正】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●工期ダンピング防止の強化</li> <li>●工期変更の円滑化</li> </ul>
生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ICT活用（データ活用・データ引継ぎ）</li> <li>●新技術の予定価格への反映・活用</li> <li>●技術開発の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ICT指針、現場管理の効率化</li> <li>●現場技術者の配置合理化</li> </ul>	
地域における対応力強化	地域建設業等の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>●適切な入札条件等による発注</li> <li>●災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入）</li> </ul>	<p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇公共工事品質確保法等の改正                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ）</li> <li>・誘導的手法（理念、責務規定）</li> </ul> </li> <li>◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ）</li> <li>・規制的手法など</li> </ul> </li> </ul>
	公共発注体制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発注担当職員の育成</li> <li>●広域的な維持管理</li> <li>●国からの助言・勧告【入契法改正】</li> </ul>	

品確法においては、公共工事発注者が入札制度において考慮すべき理念を規定しております。また、今年度の改正では、発注者の責務として、新たに第七条第7項に「入札資格等の適切な設定」が追加されました。**公共工事の発注者は、この理念に基づいた入札制度を構築する義務があります。**

●第三条第2項（基本理念）

公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が工事等（工事及び調査等をいう。以下同じ。）の受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

●第三条第8項（同）

公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手が育成され、及び確保されるとともに、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施される体制が整備されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

【今年度追加】 ●第七条第1項の七（発注者の責務）

地域における公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるよう、地域の実情を踏まえ、競争に参加するものに必要な資格、発注しようとする公共工事等の規模その他の入札に関する事項を適切に定めること。

入札制度は、この品確法の基本理念に基づき、社会資本の維持管理や災害対応に協力し、技術力の高い優良な建設企業に積極的に受注機会を与えることで、「公共工事の品質確保の担い手」の育成・確保を図るものでなくてはならない。



### このことを踏まえたこれまでの協会の主張

- 福島県の入札制度においては、県施設の維持管理業務や災害対応を担い、日頃から災害への備えや技術研鑽に努めている企業（会員以外の企業を含む）を適正に評価すべき。
- このことが、県施設の管理等を担う企業の安定経営を確保し、県施設の管理体制や災害対応の強化、ひいては県民の安全・安心の確保につながる。



○ 令和2年度の入札制度においては、以下の制度見直しが行われました。

- ①総合評価における地域貢献度の評価では、国や市町村施設の維持管理・災害対応の実績が県施設に対する実績と同等に評価されるようになった。
- ②新設された地域の守り手育成型方式では、県施設の維持管理・災害対応の実績のある企業に加え、国や市町村施設の管理等の実績のみを有する企業も無条件で指名対象となった。

この見直しにより、令和2年度以降は、**市町村施設の管理等の実績しかない企業が県工事の入札に積極的に参加・落札し、これまで県施設の維持管理等を担ってきた会社の受注機会を奪う結果となった。**一方で、これらの**新規参入企業の県施設の維持管理への参入はほとんどない。**

協会としては、このような状態は、県施設の維持管理を担う企業や、県施設の管理体制の弱体化を招くものとして、以下の制度改革を強く要望していました。



- ①【総合評価】  
災害時の出勤実績や維持補修業務などの実績の評価については、高い技術力や機動力を必要とする県施設のみの実績を評価してほしい。
- ②【地域の守り手育成型方式】  
業務の負担が大きく、高い技術力や機動力を必要とする県施設の管理業務の実績を有する企業のみに参加を限定してほしい。

- 令和5年2月の福島県議会定例会で、自由民主党の西山議員の質問に対し福島県総務部長からは以下の答弁がありました。

【西山議員】

地元建設業が地域の守り手として今後も社会的使命を果たすためには、県工  
事の品質の確保と建設業者の安定的、継続的な経営との双方が図られるよう、  
入札制度において企業の技術力や地域貢献を適正に評価していくことが求めら  
れます。そこで、県は県発注工事の入札制度をどのように見直していくのかお  
尋ねいたします。

【総務部長答弁】

県発注工事の入札制度につきましては、これまでも透明性、競争性、公正性  
及び品質の確保の観点に加え、地元建設業者の受注機会の確保に配慮しながら、  
不断の見直しを行ってまいりました。

こうした中、昨今の頻発、激甚化する災害時の緊急対応において、地域の安  
全・安心を支える技術力を備えた地元建設業者の役割が一層重要となっております。

このため、新年度に向けては、地域の守り手育成型方式の指名選考基準に技  
術力や地域貢献等の視点を加えるとともに、総合評価方式では県管理施設の災  
害対応の実績をより重視することなどを検討しており、今後福島県入札制度等  
監視委員会の審議を踏まえ、見直しを行ってまいる考えであります。

- この答弁に沿い、福島県の入札制度における地域貢献度の評価は以下のように見直されることとなりましたが、協会の評価は以下のとおりです。

## 【総合評価】

### 1 国・県・市町村の実績評価の見直しについて 【工事関係】

#### (1) 国・県・市町村の実績評価の見直し

「災害時の出勤実績又は災害応援協定締結」、「除雪・維持補修業務」の評価について、頻発、激甚化する災害時の緊急対応など、県管理施設の安全・安心を支えるため、企業の役割が重要となっていることから、県管理施設の実績をより重視し、評価を見直す。

災害時の出勤実績 又は 災害応援協定締結	改正後（令和5年4月以降）		現行（令和5年3月まで）	
	標準型、簡易型	左記以外	標準型、簡易型	左記以外
上位 災害時出勤実績かつ 災害応援協定締結	<u>3.5点</u> 3.0点	<u>1.75点</u> 1.50点	3.0点	1.50点
中位 災害時の出勤実績	<u>3.0点</u> 2.5点	<u>1.50点</u> 1.25点	2.5点	1.25点
下位 災害応援協定締結	<u>2.0点</u> 1.5点	<u>1.00点</u> 0.75点	1.5点	0.75点

除雪・維持補修業務 の実績	改正後（令和5年4月以降）		現行（令和5年3月まで）	
	標準型、簡易型	左記以外	標準型、簡易型	左記以外
上位 ①5年度連続する除 雪と維持補修の実績	<u>3.5点</u>	<u>1.75点</u>	3.0点	1.50点
②過去5年度以内に 福島県道路除雪表彰	3.0点	1.50点		
下位 過去3年以内に1件 以上の実績	<u>2.0点</u> 1.5点	<u>1.00点</u> 0.75点	1.5点	0.75点

※改正後 上段：県管理施設の実績の場合の加算点

下段：国、市町村管理施設の実績の場合の加算点

県施設の災害時出勤実績・  
災害応援協定締結の実績が、  
市町村の同様な実績に比べ  
0.25～0.5点上乗せ

除雪・維持補修業務の実績  
が、市町村の同様な実績に  
比べ  
0.25～0.5点上乗せ

#### <建設業協会の評価>

0.25～0.5点の点数は  
総合評価でも最も低い加点項  
目と同等で、簡易型の総加  
点数は30～40点程度、特別  
簡易型でも20点程度で、そ  
の1%程度の加点では評価全  
体に与える影響は極めて低く、  
地域貢献度に対する適正な評  
価とは言えない。

- この入札制度の改正がどのような効果があったか、令和元年から令和5年度の間の入札結果を分析しました。その結果は下表のとおり。

県施設の維持補修等実績の「ない」企業の落札件数の、全体に占める割合は

- ①維持補修実績を県施設に限定していた令和元年度 **8%**
  - ②国や市町村の実績を県と同等に評価した令和3～4年度 **15%～18%**
  - ③県施設の維持補修等実績の評価点を上乘せした令和5年度 **14%**
- **評価点上乗せの効果はほとんど見られません。**

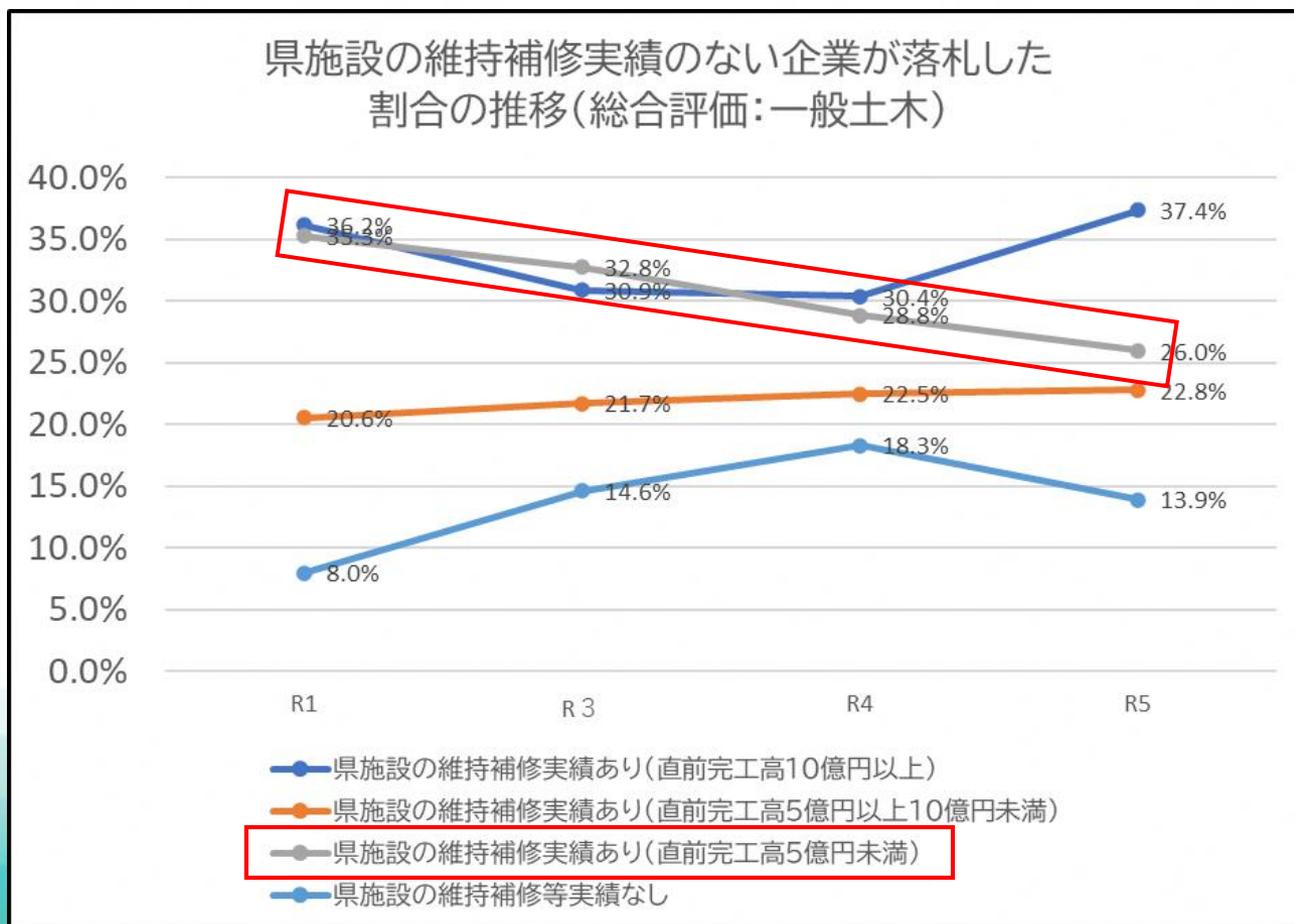
●県施設の維持補修等実績のない企業が落札した件数の推移（総合評価：一般土木）

維持補修実績	完工高区分	受注件数				全体件数に占める割合			
		R1	R3	R4	R5	R1	R3	R4	R5
県施設の維持補修等実績あり	直前完工高10億円以上	236	243	219	328	36.2%	30.9%	30.4%	37.4%
	直前完工高5億円以上10億円未満	134	171	162	200	20.6%	21.7%	22.5%	22.8%
	直前完工高5億円未満	230	258	208	228	35.3%	32.8%	28.8%	26.0%
	計	600	672	589	756	92.0%	85.4%	81.7%	86.1%
県施設の維持補修等実績なし		52	115	132	122	8.0%	14.6%	18.3%	13.9%
合計		652	787	721	878	100%	100%	100%	100%

○ 県施設の維持補修等の実績の「ない」企業の落札が、どのような影響をもたらしたか分析しました。

→ 下のグラフのとおり、**直前完工高が5億円未満の企業の落札する割合が約10%減少**しており、このクラスの企業が落札していた種類の工事が維持補修等の実績のない企業に落札機会を奪われていることが示唆される。

→ **企業数の多いこのクラスの受注額が減り衰退することは、地域の守り手の減少と弱体化につながる。**



- このように、令和5年度の加点の見直しは、令和5年2月の県議会において総務部長が答弁した、「総合評価方式における県施設の災害対応等の実績をより評価」し、「**地域の安全・安心を支える技術力を備えた地元建設業者の育成**」につながるものとはなっていません。
- これまでも福島県建設業協会が主張したとおり、令和元年度以前のように県施設の災害対応等の実績のみを評価する方式に戻すか、県施設の災害対応に対する加点評価の上乗せを大きくすることで、品確法において発注者に求めている「地域の守り手の育成」を図っていくべきと考えます。

## 【地域の守り手育成方式】

(選考基準の見直し)

選考基準に、「実績・経験」「地域貢献」を新たに加える。

[選考基準]

- ①地理的要件 ②技術的適性 ③実績・経験 ④地域貢献  
⑤手持ち工事量 ⑥資本関係・人的関係 ⑦受注回数・指名回数

※**選考基準の運用については非公表**とする。

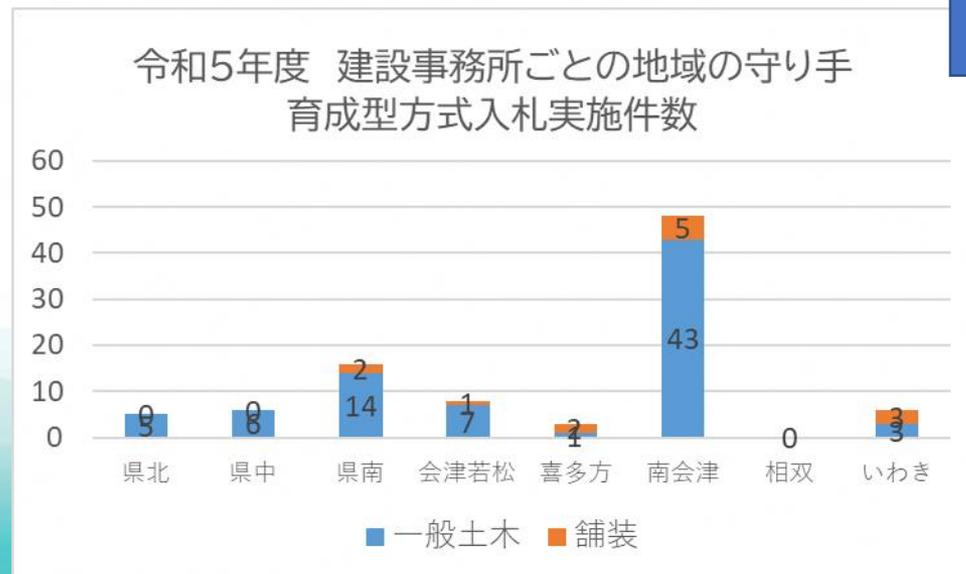
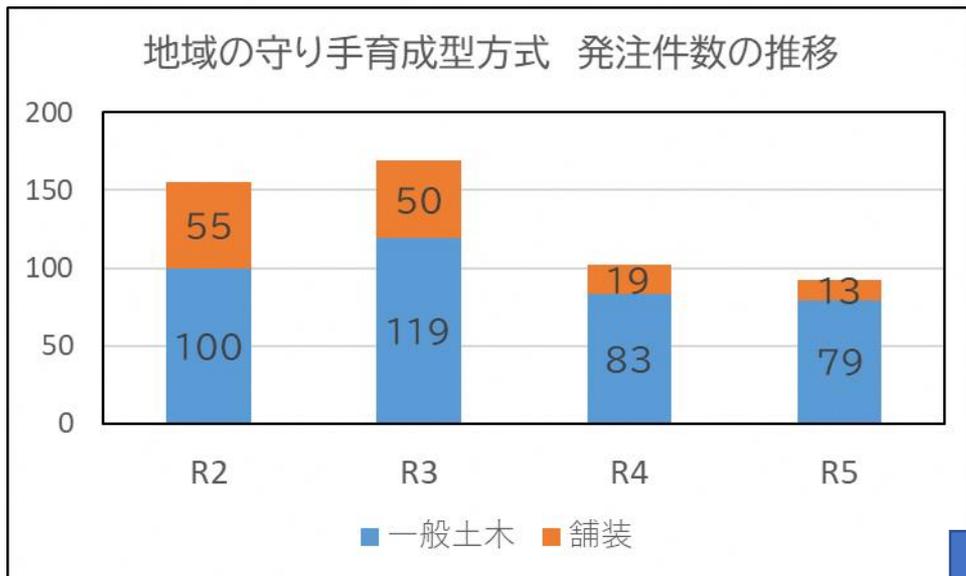


### <建設業協会の評価>

- ・実績・経験、地域貢献の基準が、県施設の実績と市町村等施設の実績を具体的にどのように差別化しているのかわからない。
- ・昨年度も指摘した、条件付き一般競争入札で適用されている格付けに応じた入札参加金額の上限が定められておらず、②の技術的適性ではどのような評価をしているのか不明。
- ・指名選考基準の運用が非公表であることは、そもそも公正であるべき入札制度上不適切。公表すべきである。

→ **現状の指名選考基準は、県施設の管理等を担う企業を重視したものとは判断できない**

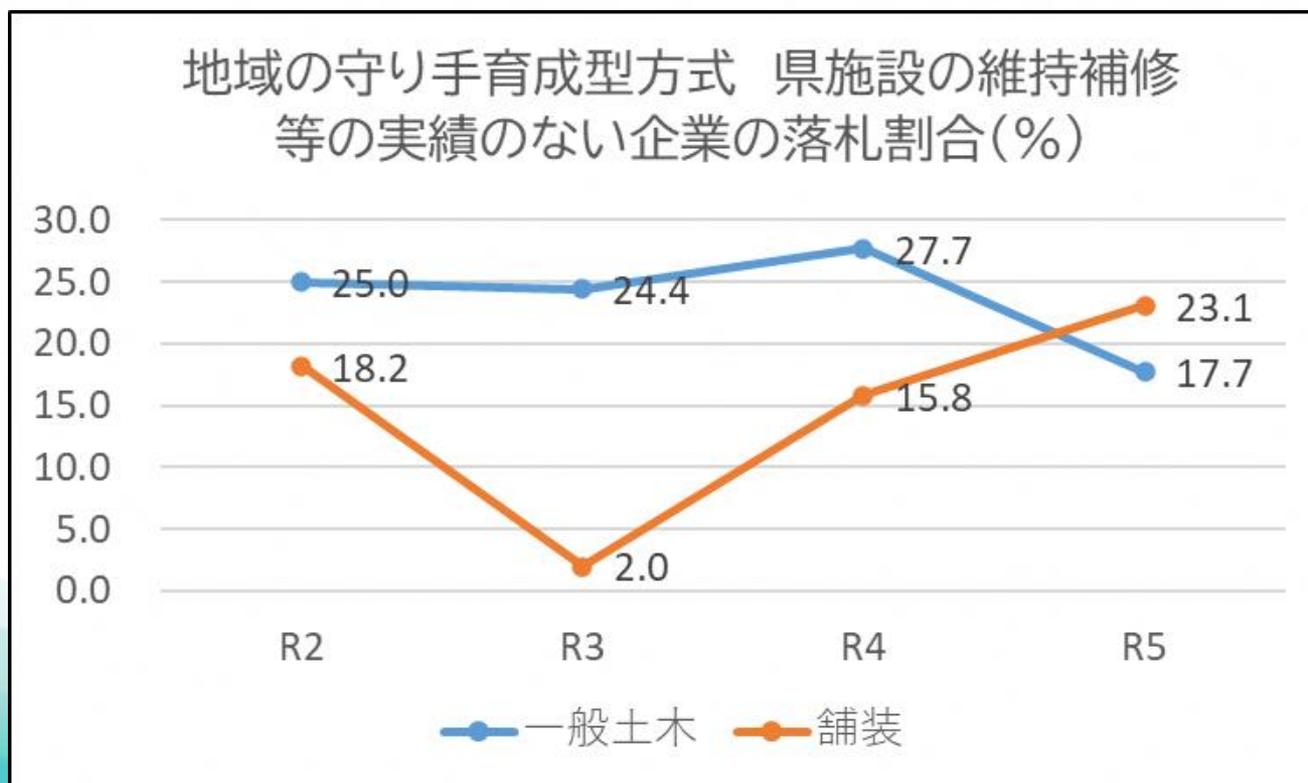
## ● 地域の守り手育成型方式の試行状況（1）



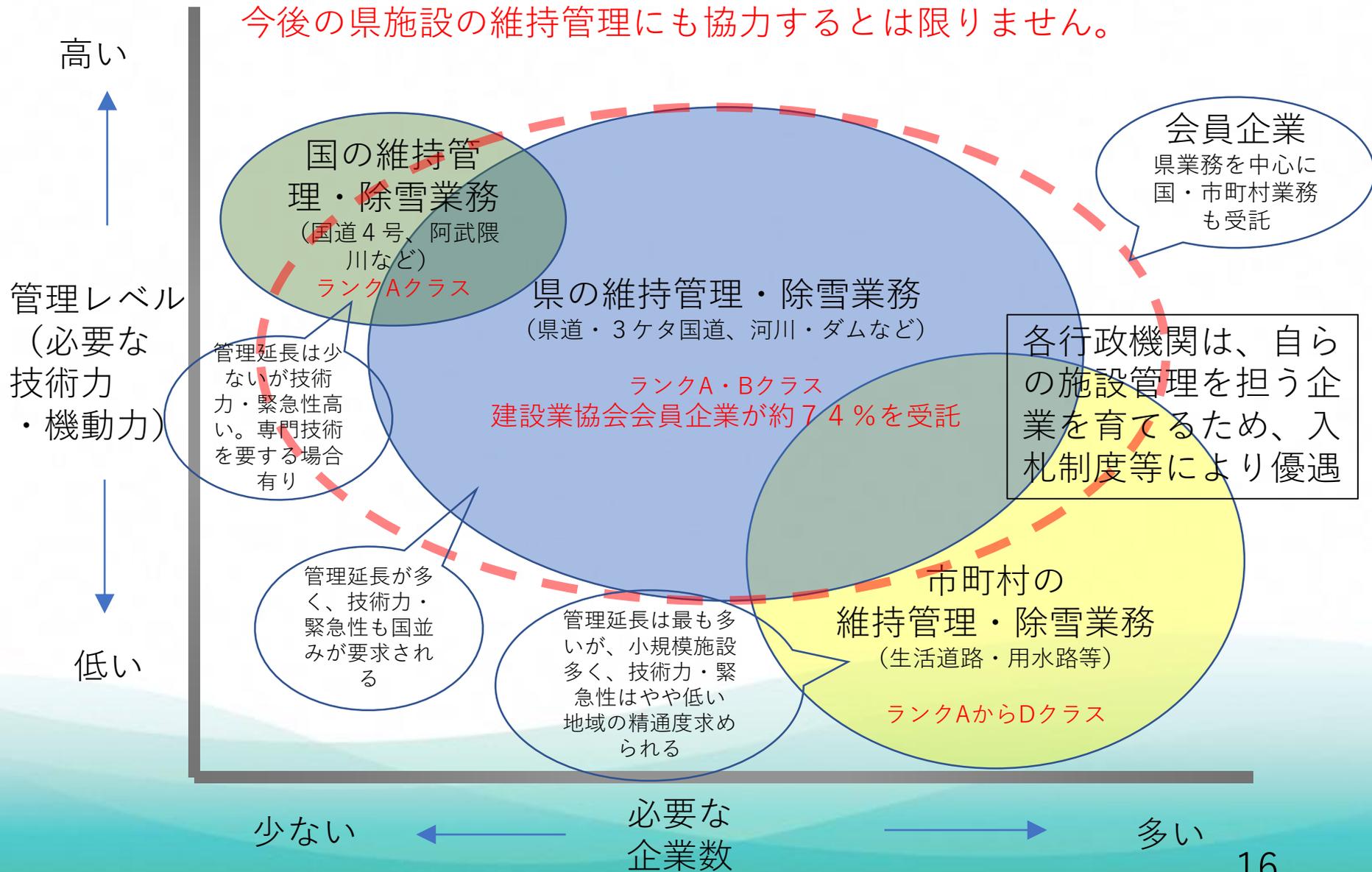
- ・「地域の守り手育成型方式」による入札件数はここ2年減少しており、令和5年は令和3年度の半分近い件数に。
- ・これを8建設事務所管内で見ると、企業数の比較的少ない**県南、南会津管内以外では実施件数が少なく、相双建設事務所では1件も実施されていない。**
- ・実施数が少ない地域では、**地域の守り手育成型方式による入札では発注しにくい問題**があったのではないかと（工事監督上問題のある企業の落札可能性が高いなど）
- ・試行件数が減少するような状況では制度の定着は望めません。**実施件数が少ない管内ではどのような問題が生じていたのか、詳しく分析する必要があります。**

## ● 地域の守り手育成型方式の試行状況（2）

- ・ 試行開始以来、県施設の維持補修実績等のない企業の落札割合の変化は以下のグラフのとおりです。
- ・ 依然として20%前後の工事において実績のない企業が落札しており、試行開始から依然として格付けが低い企業や、工事現場とかなり離れた場所に会社がある企業の落札があり、最低指名業者数の多さにより、本来地域の守り手として育成されるべき企業に仕事が行き渡っていない状況です。



※繰り返しになりますが、維持管理の担い手は必要な管理レベルに応じ企業規模等に応じ分業されており、県工事に新たに参入した企業が、今後の県施設の維持管理にも協力するとは限りません。



● 令和6年度 建設業協会からの提案・要望

これまで指摘してきた入札制度の課題を踏まえ、建設業協会では地域貢献度に対する評価について、以下の通り提案・要望いたします。

【総合評価方式】

- ① 災害時の出動実績または災害応援協定締結、並びに除雪、維持補修業務の実績の評価については、市町村施設に比べ業務の負担が大きく、高い技術力や機動力を必要とする県施設の管理を担っている企業の努力を正しく評価し、それらの企業の存続が図れるよう県施設のみの実績を評価していただきたい。  
また、国や市町村施設の実績を評価する場合であっても、県施設の実績との点数差を現在の0.25～0.5点から1～2点程度に拡大し、県施設の管理業務を担う企業が安定的に工事を受注できるようにしていただきたい。
- ② 特別簡易型及び地域密着型方式による一般土木及び舗装工事の入札においては、企業の地域貢献度をよりきめ細かく評価するため、「災害時出動実績または災害応援協定締結」及び「除雪・維持補修業務の実績」の評価を、発注箇所と同一市町村における実績等（支店の実績等を含む）のみを対象にしたい。
- ③ 現在選択項目となっている、「災害時出動実績または災害応援協定締結」及び「除雪・維持補修業務の実績」については必須項目とし、これらの項目の評価ウエイトを高くするとともに、除雪と維持補修を別々に評価するなど企業の地域貢献度をきめ細かく評価していただきたい。

- ④ **（新規）** 災害の発生頻度や規模は地域によって差が大きいため、現在「過去3年以内」としている**評価対象期間を5年に延長**していただきたい。
- ⑤ 災害時応援協定締結企業は協定に基づき緊急時の連絡体制や災害支援物資の備蓄など、常に災害に備えていることから、**災害時応援協定締結の評価点を災害時出動実績と同等の1.25～2.5点に引き上げて**いただきたい。
- ⑥ 福島県と「大規模災害における応急対策業務の広域的な支援に関する協定」を締結し、平常時から**大規模災害時の県内全域にわたる広域支援に備えている企業については一般的な災害応援協定締結とは別に評価、もしくは加点の上乗せ**を行っていただきたい。
- ⑦ 福島県と「家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定」を締結し、平常時から**家畜伝染病の防疫対策業務に備えている企業については一般的な災害応援協定締結とは別に評価、もしくは加点の上乗せ**を行っていただきたい。
- ⑧ 県との災害応援協定や防疫協定などに基づいて活動する企業は日頃からBCP（事業継続計画）に基づき常に対応ができるように備えており、**BCP策定企業の加点点評価**をしていただきたい。

以上の加点項目の追加見直しにあたっては、現在の**地域貢献度の加点項目から、加点の必要性が低いと考える項目のスクラップが必要**と考えます。  
よって以下の通り提案・要望いたします。

- ⑨ 現在の「地域社会に対する貢献度」評価には、普及が進んだ制度や一度取得すれば更新がない制度への加点がある。**点数の固定化を防ぎ社会情勢の変化に対応するため、項目の見直しや整理統合を図っていただきたい。**
- ⑩ 平成20年度から始まった「**福島県建設業新分野進出企業認定制度**」は、震災前の建設需要の急激な冷え込みに伴う余剰労働力の雇用確保促進を目的としたものであり、建設需要が安定化する一方で人手不足が深刻化し、担い手確保が急務である**現在の建設業の状況とは大きく乖離しているため、加点評価の対象から外していただきたい。**
- ⑪ **(新規)** 東日本大震災から13年が経過したことを踏まえ、「**新卒者・離職者の雇用実績**」や、「**雇用の維持・確保**」における東日本大震災による被災者等の雇用に関する**上乘せ評価を終了していただきたい。**

## 【地域の守り手育成方式】

- ① 現在の試行要領においては、国・県・市町村いずれかの災害対応や維持補修業務等の実績があることが資格要件となっているが、業務の負担が大きく高い技術力を要する県管理施設に係る除雪作業、災害対応、維持補修業務に資格要件を限定していただきたい。  
また、資格要件を限定しないとしても、県管理施設に係る災害対応や維持補修業務等を担っている企業、特に工事発注箇所と同一市町村において業務を担っている企業が優先的に受注できる制度としていただきたい。
- ② 企業の少ない地域ほど、この制度を活用した「地域の守り手」育成が求められていることを踏まえ、内申企業数の下限を地域の実態に応じて5社程度までに引き下げ、県内全域での制度活用を可能としていただきたい。その他の地域にあっても地域性や技術的適性を配慮した適切な企業選定が可能となるよう内申企業数や指名企業数を柔軟に設定できるようにしていただきたい。
- ③ 選考理由を明確化するため、現在非公表となっている内申及び指名企業の選考基準の運用方法については、透明性確保の視点から公表としていただきたい。
- ④ (新規) 本格運用に向け、地域の実情に合ったより良い制度に改正していくため、管内毎の試行回数差をなくし、県内各地の事情により異なる効果や課題をしっかりと検証していただきたい。

## 2 企業や配置技術者に対する技術力の評価について

県の入札制度において、品確法に則り企業や配置技術者に対する適正な評価が行われることで、不良業者が排除され、工事の品質が確保されるよう、以下の通り提案・要望いたします。

### 【入札制度全般】

- ① 現在の福島県の建設工事等請負有資格業者名簿における格付け等級では、Aランクの企業数が震災前より大幅に増加し、Bランク以下の企業数が減少するなどランクごとの企業数に著しい偏りが生じ、工事の品質確保に懸念が生じているばかりでなく、公正な競争環境を阻害しかねない状況となっているため、**早急に格付けを見直していただきたい。**

### 【総合評価方式】

- ① 社会資本の適切な維持補修や更新を担う技術者である「**ふくしまME**」の**ME保全コース**や**ME防災コース**資格保有者の活用を促すため、両コース資格保有者の技術力が活かせる工事の配置予定技術者とした場合には、**加点評価していただきたい。**
- ② **企業の工事成績に対する評価は、不良・不適格業者を排除するためにも、現在の評価対象期間における直近の工事成績評定ではなく、経営事項審査のデータや過去数年間における工事成績の平均値を用いるなど、企業の技術力を適正に評価する方法に改めていただきたい。**

- ③ 配置予定技術者の技術力を的確に評価に反映するため、工事成績評定の区分を「企業の技術力」における工事成績と同様に、85点以上、80点以上85点未満、75点以上80点未満の3段階に細分化していただきたい。

【地域の守り手育成型方式】

- ① 試行要領においては、設計金額にかかわらず全ての格付け等級の企業が選定可能となっているが、品質確保の観点から条件付一般競争入札と同様に金額に応じ参加可能な格付け等級を定めるなど、明確な参加資格の設定をお願いしたい。

### 3 主に建築工事を請け負う企業への配慮について

土木工事と建築工事は施工体制や技術的専門性が大きく異なるため、それぞれの特性を踏まえ、主に建築工事を請け負う企業に対し適正な評価を行うことが望まれます。

昨年度は、このような状況をご理解いただき、週休2日工事の実績評価については建築工事の実績のみを対象とする見直しをしていただいたところですが、今年度も以下のとおり提案・要望いたします。

#### 【総合評価方式】

- ① 建築工事の安全管理には土木等工事との施工体制の違いもあり特有の技術と経験を要するため、**建築工事については建築工事の安全管理表彰のみを対象**としていただきたい。
- ② **(新規)** 新築工事に関わった企業は建築物の特性や周辺事情を熟知しており円滑な工事施工が期待できるため、**改修や維持補修工事においては当該建築物の新築工事を受注した企業を施工能力の項目で上乘せ評価**していただきたい。

#### 4 一抜け方式の慎重な運用について

今回試験実施が開始された「一抜け方式」については、制度の目的や対象工事など県の意図に不明な点が多く、年度途中での唐突な開始もあり業界は今後どのように運用されるのか大きな不安を感じています。

既に実施している他県においても、受注機会の確保につながる一方で、地域との関連が薄い企業の落札や、継続箇所の安定した受注ができなくなるなどの問題も指摘されていることから、今後の試験実施の際には慎重な運用をお願いいたします。

- ① **（新規）** 今年度から試験的に実施されている**一抜け方式の運用**にあたっては、地域の守り手として地域に貢献している企業の経営に悪影響を及ぼさないよう、**どのような工事に適用するかを明確にしたうえで、地域要件や近傍の工事实績、企業の技術力や手持ち工事量等に十分配慮しながら運用するものとし、詳細な運用指針や運用開始の時期等については、試験実施の結果や業界の意見を十分踏まえたうえで慎重に判断していただきたい。**